

2020年9月30日

お客さま各位

徳島信用金庫

新型コロナウイルス感染症の影響にかかる  
融資条件変更手数料の免除期間延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大により被害を受けている皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

徳島信用金庫（理事長 森 尊昭）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた事業者さま、個人のお客さまに対する融資条件変更手数料の免除期間を下記のとおり延長いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 免除対応期間

2020年10月1日（木）から2021年3月31日（水）まで

2. 対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、元金返済の据置、借入期間の延長等を希望される法人、個人事業主、および個人のお客さま

3. 対象手数料

	手数料種類	通常手数料	今回手数料
事業者さま	条件変更手数料	11,000円（税込）	不要
個人のお客さま	住宅ローンの条件変更手数料	5,500円（税込）	

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

徳島信用金庫 業務推進部

TEL 0120-610-940

088-622-3194